

たまき ていこ

氏名	田巻帝子
学位	博士（法学）
学位記番号	新大院博（法）第12号
学位授与の日付	平成17年9月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文名	'Intention' of Reclaiming Gender Identity in Legal Discourse – A Transsexual Person's Claim for the Legal Status in the UK –（法のディスコースに見るジェンダー・アイデンティティを求める『意思』—英国におけるトランスセクシュアルの性をめぐる訴えを素材として—）
査委員	主査 教授 南方 暁 副査 教授 鯉越溢弘 副査 教授 葛西康德

#### 博士論文の要旨

- (1) 本論文は、法的世界において人の意思（intention）がどのように位置づけられ扱われるかについて、英国における性同一性障害者（transsexual）の性アイデンティティをめぐって展開された法的レトリックを素材として分析するものである。
- (2) 第一章では、用語の定義などの他に、問題提起として以下の指摘がなされる。近代法では、人の意思が法的効果をもたらす決定的に重要なものとされる。ただ、法的世界での人の意思とは、裁判官など他者によって認定される「意思」であり本人の真意と必ずしも一致しない。こうした「意思」に関する特色ある法的位置づけが個人の自己決定（ジェンダーの決定など）の過程で問われる事態が性同一性障害者をめぐって生じてきた。
- 第二章は、性同一性障害の定義が明確にされるにつれ社会での位置づけが「逸脱」から「病気」となり、また、性同一性障害者がカミングアウトし社会的にその存在が認知されるようになった過程を詳細に分析し、付随して生じる性同一性障害者への差別に触れる。
- 第三章は、性同一性障害者がトランスジェンダーなどの概念を知ることにより、混沌としていた自己の性アイデンティティを再考し、彼らにとっての課題が「出生時に登録され

た性を変更する」のではなく、「本来の自分の感じ信じていた性を回復するものである」との認識に至る歴史と、医学や法学などの専門家あるいは一般の人々が性同一性障害に対してもつ認識や反応を整理しその特色を紹介する。

第四章は、性アイデンティティに関する性同一性障害者の訴えが欧州裁判所と英国での裁判所でどのように扱われたかを判例を中心として詳細に分析する。1970年判決は、人の性は生物学的な性により決定登録されるとして、性同一性障害者からの「自己が感じ信じる性を法的に取り戻して欲しい」という訴えを認めなかった。その後、英国では争われる事項別に先例とは異なる扱いが行われたり、欧州裁判所が性同一性障害者の救済を進めたこともあって、英国での法的対応が変わってきた。そこで、用いられたレトリックは、性同一性障害者の真意である「私は男／女だからそれを認めよ」を使うのではなく、出生時に登録された性はそのままにして具体的な対応において彼らが主張する性に合致した対応をするというものであった。

第五章は、英国と欧州裁判所の判例を時系列で再検討して、どのようなレトリックが性同一性障害者からの請求に対して用いられたかを検討する。大陸の柔軟な対応の影響を受けて英国でも生物的性が法的な性であるとの解釈を変える方向に動いたが、19世紀に出された先例が定義した「婚姻とは男女の結合である」という法原則に影響を与えるため立法によって新たな解釈を認める結果を実現した。

第六章は、性同一性障害者の性の法的認知に関する2004年法により、性同一性障害者が「性同一性障害であるから出生時の性を変更」出来る過程を分析する。彼らは本法により性の記載変更が認められるようになったが、それは彼らの真意である「登録された性ではなく本来自分を感じ信じてきた性を登録して欲しい」という「意思」を認めるものではない。

第七章では、性同一性障害者の利益を保護するために、法的世界では彼らの真意とは異なる読み替えられた「意思」が道具として使われたと結論づける。その背後には、法固有の技術的性質と英国社会の法意識があった。そして、法の領域では、人の「意思」は特定の目的のためには道具としての役割を果たすと指摘される。

#### 審査結果の要旨

本論文は、日英ともに法律の分野では先行研究がほとんどないテーマを扱ったものである。英国ならびに欧州裁判所に関する判例と制定法を詳細に検討し、また、性同一性障害に関する英国社会の議論や社会的実態さらには性同一性障害者の活動グループの実情などを、現地での面談調査などを含む多くの資料に立脚して分析検討し、英国の家族や婚姻に関する社会の実態や意識を十分に理解して法の世界での意思の位置づけや役割を検討している。そして、法律学において共通テーマである意思の位置づけやその果たしている役割一般を論議する場合の、新たな視点を具体的な素材を使って明解に分析している。さらに、英語論文なので日本ならびに英国での法律学における研究に寄与できるものである。

以上により、審査委員は全員一致で、本論文が学位論文として十分な内容を備えており、博士（法学）の学位に値するとの結論に達した。